

社会福祉法人 九華福祉会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人九華福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費は、実費弁償費とするが、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。(タクシー、公共交通機関使用は実費弁償費の額を限度とし、自家用車は、1 km 30 円で換算し支払うものとする。)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が施設長を兼務する場合は、理事長職務手当のみ支給するものとする。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の要請を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の要請を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費は、実費弁償費とするが、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。(タクシー、公共交通機関使用は実費弁償費の額を限度とし、自家用車は、1 km 30 円で換算し支払うものとする。)

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は、実費弁償費とするが、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。（タクシー、公共交通機関使用は実費弁償費の額を限度とし、自家用車は、1km 30円で換算し支払うものとする。）

（役員及び評議員以外の委員等の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員、虐待防止・権利擁護委員及びハラスメント認定委員等（以下「各種委員」という）が各種委員会、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また同日にあわせて各種委員の業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 各種委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る各種委員の本来の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は、実費弁償費とするが、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。（タクシー、公共交通機関使用は実費弁償費の額を限度とし、自家用車は、1km 30円で換算し支払うものとする。）

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員等が、法人のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 役員、評議員及び各種委員において、弁護士及び公認会計士等が就任している場合は、本規程を適用せずに個別に協議し、報酬を支払うことができる。

2 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(理事長職務手当)

第9条 理事長職は、別表4により職務手当を支払うことができる。

(報酬及び実費弁償費等の支払い)

第10条 報酬、実費弁償費等の支払いは、その都度、精算する。なお、報酬及び実費弁償費等について、本人からの申し出により、寄付又は辞退する事ができる。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成23年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年1月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名称	報酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	10,000	規程による
評議員会出席報酬等	10,000	規程による
各種委員会出席報酬等	10,000	規程による

別表 2 (時給)

名称	報酬	実費弁償額
理事長業務報酬等	5,000	規程による
理事及び評議員業務報酬等	2,000	規程による
監事監査指導報酬等	2,000	規程による
各種委員報酬等	2,000	規程による

別表 3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	10,000	10,000	

別表 4 (月額)

名称	報酬	その他
理事長職務手当	100,000	